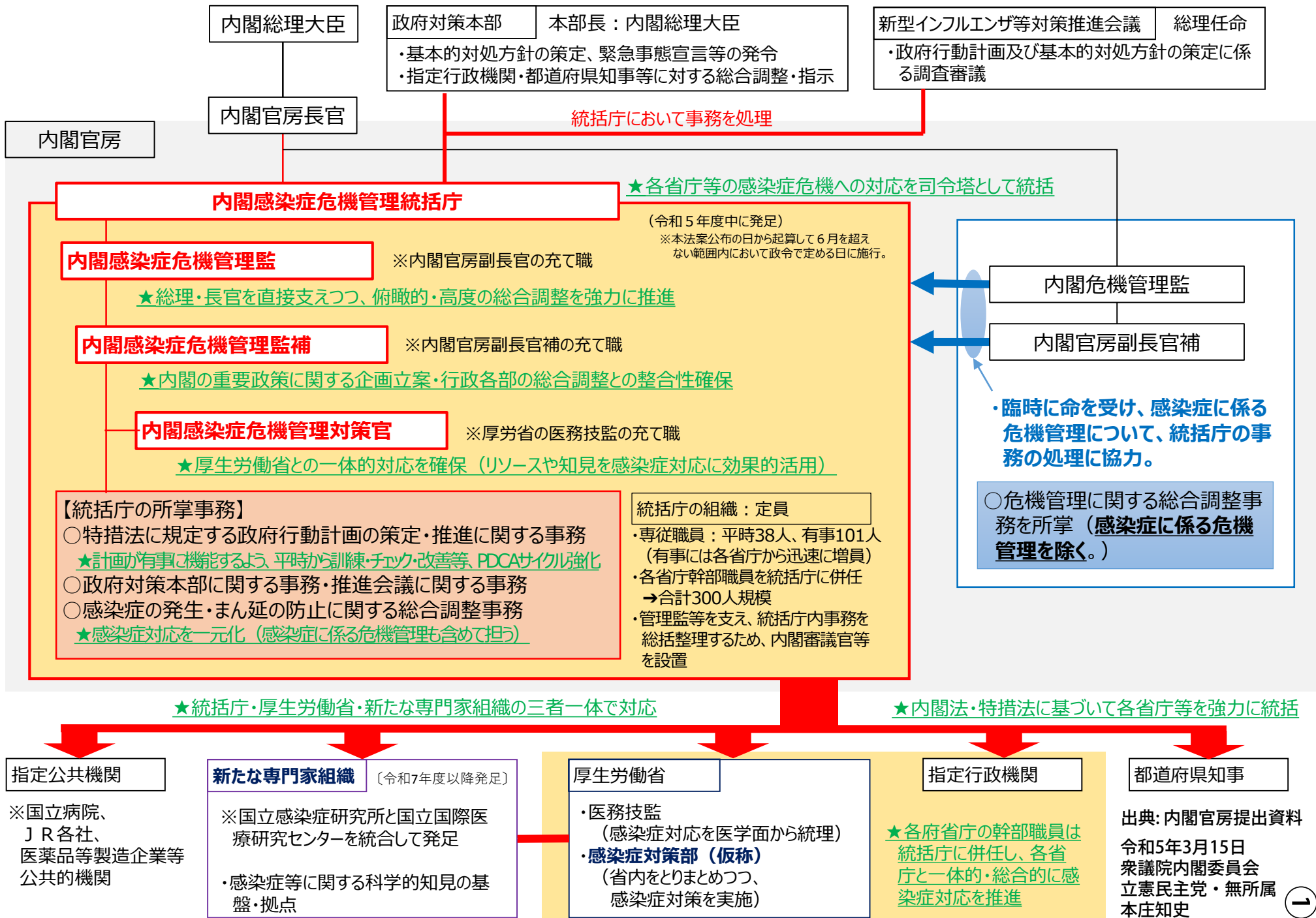
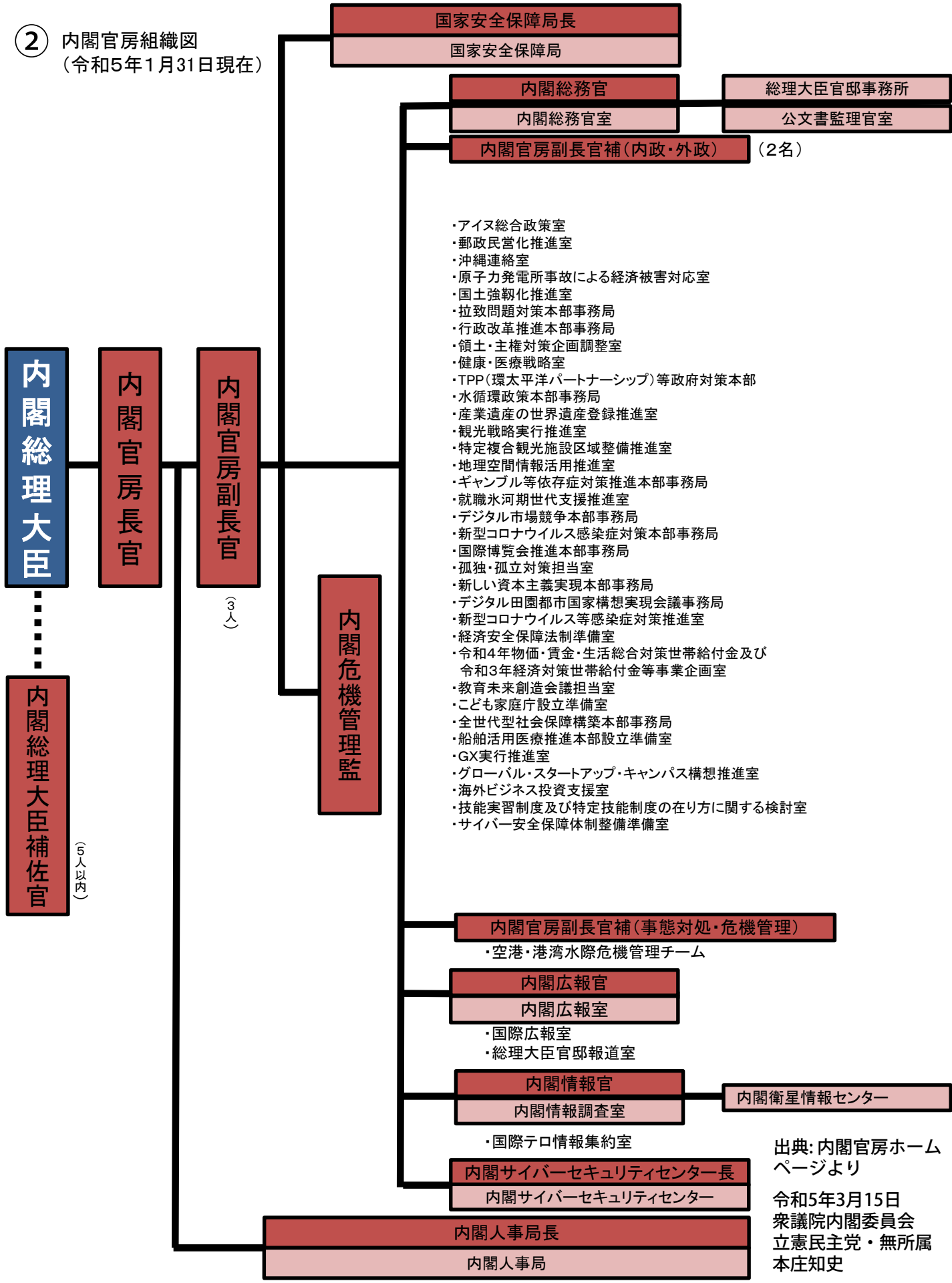


内閣法の改正案（内閣感染症危機管理統括庁による司令塔機能の強化）



② 内閣官房組織図
(令和5年1月31日現在)



出典: 内閣官房ホームページより
令和5年3月15日
衆議院内閣委員会
立憲民主党・無所属
本庄知史

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条 内閣に、内閣官房を置く。</p> <p>② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十四条（略）</p> <p>十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、内閣官房に属させられた事務</p> <p>③・④（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣感染症危機管理統括庁及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。次項、第十六条第二項第一号及び第十七条第三項において同じ。）に関するもの（国の防衛に関するもの及び内閣感染症危機管理統括庁の所掌に属するものを除く。）を統理する</p>	<p>第十二条 内閣に、内閣官房を置く。</p> <p>② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十四条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>③・④（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。次条第二項第一号において同じ。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。</p>

<p>3 前項に定めるもののほか、内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>第十五条の二 内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。</p>	<p>2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六条第一項に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務</p>	<p>二 新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二項の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策本部に関する事務</p>	<p>三 新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の七の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務</p>	<p>四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）</p>	<p>3 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監一人を置く。</p>	<p>4 内閣感染症危機管理監は、内閣官房長官を助け、命を受けて庁務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。</p>	<p>5 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監補一人を置く。</p>	<p>(新設)</p>	<p>3 5 </p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>
--	--------------------------------------	---	---	--	---	---	---	---	--	-------------	----------------	-------------	------------